

上天草市公立学校情報機器整備事業に係る計画

令和 7 年 3 月

熊本県上天草市教育委員会

目 次

1. 端末整備・更新計画	P 2
2. ネットワーク整備計画	P 3
3. 校務 DX 計画	P 4
4. 1 人 1 台端末の利活用に係る計画	P 7

1 端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①児童生徒数	1,476 人	1,410 人	1,364 人	1,328 人	1,297 人
②予備機を含む 整備上限台数	1,697 台	1,621 台	0 台	0 台	0 台
③整備台数 (予備機除く)	0 台	1,410 台	0 台	0 台	0 台
④③のうち 基金事業による もの	0 台	1,410 台	0 台	0 台	0 台
⑤累積更新率	0%	100%	103.4%	106.2%	108.7%
⑥予備機整備台数	0 台	211 台	0 台	0 台	0 台
⑦⑥のうち、基金 事業によるもの	0 台	211 台	0 台	0 台	0 台
⑧予備機整備率 (⑥/③×100)	0%	15.0%	0%	0%	0%

(端末の整備・更新計画の考え方)

1 GIGA 第 1 期の整備

5 年間のリース方式（小学校：令和元年 9 月から令和 6 年 8 月、中学校：令和 2 年 10 月から令和 7 年 9 月）により 1 人 1 台端末として整備した。リース期間満了後は、市が端末の譲渡を受け、小学校においては、継続して使用しているが、中学校のリース期間満了のタイミングに合わせて、全ての端末を市で処分する。

2 端末の整備・更新計画の考え方

小学校が先に更新時期を迎えたが、タブレット端末の OS を変更することから、教職員の操作研修等を効率的に実施するため、令和 7 年度中に一括で端末更新を行う。

3 更新対象端末のリユース、処分について

ア) 対象端末：1,989 台（学習者用端末：1,660 台、指導者用端末：329 台）

イ) 処分方法

小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：1,989 台

ウ) 端末のデータの消去方法

端末処分業者へ依頼

エ) スケジュール（予定）

令和 7 年 9 月 更新端末の利用開始

令和 7 年 9 月から 11 月 GIGA 第 1 期の端末の回収

令和 7 年 12 月 端末のデータ消去及び処分を業者へ依頼

2 ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数の割合（％）

総学校数：小学校 11 校、中学校 5 校 計 16 校

校内通信ネットワーク環境整備等に関する調査（令和 5 年 11 月 22 日付け事務連絡・文部科学省）の結果と学校ネットワーク改善ガイドブック（令和 6 年 4 月・文部科学省、以下「ガイドブック」という。）で示される学校規模ごとの当面の推奨帯域を比較した結果、推奨帯域が確保できている学校数が 8 校（50％）となった。

また、同調査で「学校のネットワークが遅い・繋がりにくいと感じることはあるか」という設問に対して、「よくある」又は「たまにある」と回答した学校は、16 校中 15 校であった。

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

（1）ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

上記 1 の結果を踏まえ、令和 6 年度に、学校ネットワーク環境を改善するため、学校ネットワーク機器の更新やインターネット回線の変更等の対策を講じた結果、ガイドブックで示される推奨帯域を確保している学校数が 11 校（68.8％）に増加したものの、全ての学校において推奨帯域を確保できていない状況となっている。

令和 7 年度においては、全ての学校において推奨帯域を確保することを目指し、推奨帯域が確保できていない学校でネットワークアセスメントを実施し、現状や課題を把握した上で、必要に応じて対策を講じる。

（2）ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、ネットワークの改善に向けて必要に応じた具体的な対策を講じ、令和 8 年 3 月までに完了させる。

（3）ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決の方法と実施スケジュール

上記（2）に同じ。

3 校務DX計画

GIGA スクール構想の下での校務 DX について（令和 5 年 3 月 8 日付・文部科学省）で、GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議の提言が取りまとめられ、次世代の校務 DX の方向性が示された。また、教育委員会及び学校が教育 DX を推進する際に取り組むことが望ましい項目として、GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト（令和 5 年 9 月 29 日付け初修教第 11 号・文部科学省）が作成された。

このことを踏まえ、本市においても、校務 DX による学校現場の働き方改革等を行っていく必要がある。

1. 現状について

①教員と保護者間の連絡のデジタル化

全学校で導入しているメールシステムにより、お便りの配信等の保護者への一斉連絡を可能としている。また、オンラインフォーム作成ツールのアンケート機能（以下「アンケート機能」という。）を活用した欠席・遅刻・早退連絡の報告の簡素化や調査・アンケートの実施等、効率的に運用している学校もある。

②学校内の連絡のデジタル化

学習管理システムを活用し、市内校長会や職員会議の資料の共有をしている。また、各学校内における情報共有については、職員室に電子黒板又はモニターを設置し、電子掲示板を活用している学校もある。

③教員と児童生徒間の連絡等のデジタル化

令和 5 年度から、インターネット環境が無い家庭にモバイルルーターの貸与を開始し、本格的に児童生徒の授業用タブレット端末の持ち帰りを推進したことにより、学習管理システムを使用した連絡・調査・アンケートの実施が浸透しつつある。

④その他

FAX 利用及び押印・署名については、規則や要綱等による規定や過去の慣習による紙媒体による書類の提出が行われていることから、完全廃止には至っていない。

2. 課題等について

「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」に基づく自己点検結果（確定値）（令和 6 年 3 月 29 日付け・文部科学省）から、本市の校務 DX の推進における共通の課題として、「学校間で校務 DX に向けた取組に差が生じており、使用するアプリケーション等も統一していないことから、統一した研修メニューが作成できないため、教員の ICT 習熟度が

進んでいない」ことが挙げられる。

各項目の課題については、上記自己点検結果のうち、数値が悪かった事項を特に改善が必要なものとする。

①教職員と保護者間の連絡のデジタル化

(問1) 児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡について、クラウドサービスを用い、P C・モバイル端末等で受け付けていますか。

： 7 5 % (全くしていない)

： 6 . 3 % (一部している (半分未満))

(問3) 学校からのお便り・配布物等について、クラウドサービスを用いて一斉配信していますか。

： 3 1 . 3 % (全くしていない)

： 5 6 . 3 % (一部している (半分未満))

(問6) 保護者との日程調整をクラウドサービスを用いて行っていますか。

： 9 3 . 8 % (全くしていない)

： 6 . 2 % (一部している (半分未満))

②学校内の連絡のデジタル化

(問16) 職員会議等の資料をクラウド上で共有しペーパーレス化していますか。

： 1 2 . 5 % (全くしていない)

： 3 7 . 5 % (一部している (半分未満))

(問25) 教職員への調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計していますか。

： 1 2 . 5 % (全くしていない)

： 4 3 . 8 % (一部している (半分未満))

③教育と児童生徒間の連絡等のデジタル化

(問9) 児童生徒一人一人に配備された P C・タブレットなどの端末を、家庭で利用できるようにしていますか。

： 1 2 . 5 % (全くしていない)

： 2 5 % (一部している (半分未満))

(問10) 児童生徒への各種連絡をクラウドサービスを用いて配信していますか。

： 8 1 . 2 % (全くしていない)

： 1 8 . 8 % (一部している (半分未満))

④その他

(問30) 業務に F A X を使用していますか。

： 8 7 . 5 % (使用している)

(問 3 1) 保護者・外部とのやりとりで押印・署名が必要な書類はありますか。
: 7 5 % (ある)

※上記の質問及びその結果は、「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト (学校向け)」に基づく自己点検結果 (確定値) (文部科学省・令和 6 年 3 月 2 9 日付け) から引用。

3. 今後について

「2. 課題等について」に記載の課題については、次のとおり対策することとし、本市における校務 DX 化を推進する。

また、本市では、校務支援システムへの不必要な手入力作業を一掃するなど、教職員の校務に係る作業時間を大幅に削減し、児童生徒一人ひとりと向き合う授業をすることで学力を向上させることを目的に、令和 6 年度に、統合型校務支援システム (オンプレミス版) を導入した。次の更新のタイミングで、データ連携や働き方改革の観点から、クラウド版システムの導入を検討し、クラウド環境を活用した校務 DX の徹底に取り組むこととする。

①教員と保護者間の連絡のデジタル化

市で統一したアプリケーションの導入を検討する等、デジタル化による効率化を進める。

②学校内の連絡のデジタル化

令和 7 年度からは、新規で学校グループウェアの導入を予定しており、さらなる教職員の業務の効率化及び負担軽減に繋がるデジタル化を進める。

③教員と児童生徒間の連絡等のデジタル化

研修会の実施や ICT 支援員のサポートにより、学習管理システムやアンケート機能を活用する等、デジタル化を進める。

④その他

FAX の利用が例外的に必要と考えられる業務以外 (危機管理に関する業務・手続き、非常時対応に関する業務・手続き等) や法令・規則により押印・署名が必須となっていないものについては、積極的にデジタル化を推進し、関係機関及び学校と関わりのある事業者に対して、教育委員会から慣行の見直しを依頼する等、働きかけを行う。

4 1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月26日付け・中央教育審議会）では、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現すると示されている。

また、上天草市第3期教育振興基本計画（令和3年度から令和7年度）では、「ふるさとに誇りを持ち未来を切り拓く人づくり」を基本理念として掲げ、生きる力をはぐくむ学校教育の充実の一環として、時代の変化や教育のニーズに対応した教育を推進することとしている。

本市では、小学校低学年から、ICT機器を活用し、情報化社会の様々な変化に主体的に対応できる基礎的な資質・能力を育むことを目的に、プログラミング的思考や情報セキュリティを始めとする情報モラルを含む情報処理能力を育成する教育の充実を図る。

2. GIGA 第1期の総括

令和元年度から令和2年度にかけて、学校ネットワーク環境やタブレット端末等を整備した。また、令和元年度から学校現場で教職員の ICT 利活用のサポート等を行う ICT 支援員の配置と、令和3年度から急速な学校 ICT 化を進める自治体等を支援する GIGA スクールサポーターを配置したことで、教職員及び児童生徒のサポート体制を整えた。さらに、令和2年度及び令和5年度に、タブレット端末の持ち帰り学習の推進のため、モバイルルーターをインターネット環境が未整備の家庭に対し、無償で貸与することで、学校内外における学習環境を整えた。

学校ネットワークの環境改善については、通信が遅いと感じるという声が多くあったことから、市情報担当課や保守業者と連携し、ネットワーク機器の更新やインターネット回線の変更等を実施し、課題に対する対策を講じた。

しかし、学校における ICT 機器の活用状況（家庭学習も含む）や校務 DX の進捗状況に差が生じていることに加え、教職員の ICT 活用力においても差が生じているため、さらなる活用の推進が課題となっている。

<GIGA 第1期における ICT 関連整備の概要>

令和元年度	授業用タブレット端末（教職員用及び小学校用）を整備 学校ネットワーク環境（無線 LAN）の整備 ICT 支援員の配置
令和2年度	授業用タブレット端末（教職員用及び小中学校用）を整備 家庭学習用モバイルルーターの整備（コロナ対応用）

令和3年度	GIGA スクールサポーターの配置
令和5年度	家庭学習用モバイルルーターの整備 (家庭にインターネット環境が無い家庭への貸与用)
令和6年度	ネットワーク機器の更新 インターネット回線の変更契約

3. 1人1台端末の利活用方策

令和7年度に全児童生徒分の端末の更新を予定しており、引き続き、1人1台端末の環境を維持する。また、教育DXに係るKPIの方向性（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議（第3回）・文部科学省）に基づき、ICT環境の充実を図る。

① 1人1台端末の積極的活用

令和6年度に、学校関係者が構成メンバーとなっている上天草市ICT推進協議会（以下「協議会」という。）を開催し、授業・学習支援ソフト（以下、「各種ソフト」という。）の検討を行った。協議会において各種ソフトを取り扱う企業がプレゼンを行い、出席者の評価結果を踏まえ、令和7年度以降に更新する各種ソフトを選定した。

また、今後も、ICT支援員を継続して配置することとしており、導入する各種ソフトの利用について支援する体制も維持していく。

令和7年度以降についても、協議会の開催やアンケートの実施等を通じて、学校現場の実情を把握し、環境改善に努める等、さらなるICTの積極的活用を推進する。

② 個別最適・協働的な学びの充実

児童生徒が自分で調べ、考えをまとめ、発表・表現する場面や児童生徒同士又は教職員とやり取りする場面等で、タブレット端末が円滑に活用できるよう、引き続き、学校ネットワークの環境整備を行うとともに、教職員のICT活用力の向上のための協議会や研修会等の実施や、具体的な活用事例の積極的な情報提供等を行い、ICTの活用を推進する。

③ 学びの保証

自宅にインターネット環境が無い家庭に市がモバイルルーターを無償で貸与し、学校内外における学習に全ての児童生徒が取り組むことができる環境を整えている。

また、様々な困難を抱える児童生徒に対し、「校内支援センター」を設置し、学校で教室以外の選択肢となる居場所（別室）を提供し、個別の生活・学習指導や教職員・友達からの声掛けといった積極的な指導・支援を行うことによって学ぶ機会を確保する取組を実践する学校もある。

全ての児童生徒が、時間や場所を選ばず、その能力や個性に応じた質の高い教育が受けられるよう、ICT環境の整備及び学校におけるICTの活用を推進する。